

早島町第5次総合計画後期基本計画、第3期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務公募型プロポーザル(技術提案)実施要領

1 技術提案に付する事項

(1) 業務名称

早島町第5次総合計画後期基本計画、第3期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務

(2) 趣旨

本要領は、「早島町第5次総合計画後期基本計画、第3期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務」の実施に当たり、専門的な知識と経験を有し、最も優れた提案を行う事業者を同業務の契約の交渉を優先的に行う相手方として選定するために必要な事項を定める。

上記の選定に当たっては、広く提案を求めるため、公募型プロポーザル方式により技術提案を募集する。

(3) 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(4) 提案上限額(消費税及び地方消費税を含む。)

15,780,000 円(ただし、各年度における支払限度額は、令和7年度にあつては 6,410,000 円、令和8年度にあつては 9,370,000 円とする。)

2 技術提案に参加できる者の条件

技術提案の告示日から候補者が選定される日までの間、次に掲げる要件のすべてを満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 民間企業、シルバー人材育成センター、特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に基づく特定非営利活動法人その他の法人又は法人以外の団体等であつて、委託事業を的確に遂行するに足る能力を有する者(宗教法人、政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。)であること。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者は、その申立てがなされていない者とみなす。
- (4) 令和7年度・令和8年度早島町入札参加資格者名簿で「役務」に登録がある者。
- (5) 過去5年以内に本契約と同種の公的機関等との契約において、契約を適正に履行した又は履行している実績を有すること。

### 3 技術提案参加手続等

#### (1) 仕様書、様式等の配布期間及び場所

##### ア 配布期間

本告示の日から令和7年6月18日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

##### イ 配布場所

〒701-0303

岡山県都窪郡早島町前潟 360 番地 1

早島町企画総務部企画課

電話番号 086-482-0612

なお、早島町ウェブサイトからダウンロードすることができる。

URL:[https://www.town.hayashima.lg.jp/soshiki/machizukuri\\_kikaku/gyomu/nyusatsu\\_keiyaku/proposal/5168.html](https://www.town.hayashima.lg.jp/soshiki/machizukuri_kikaku/gyomu/nyusatsu_keiyaku/proposal/5168.html)

#### (2) 技術提案参加表明方法

##### ア 提出書類

① 参加申込書(様式第1号)

② 暴力団排除に係る誓約書(様式第2号)

##### イ 提出期限

令和7年6月18日(水)正午(必着)

##### ウ 提出場所

上記3(1)イの場所に同じ。

##### エ 提出方法

持参又は郵便での提出

※郵便の場合、書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、3(2)イの提出期限までに提出すること。

※持参の場合の受付時間は閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

#### (3) 技術提案に当たっての質問の受付及び回答

##### ア 受付期間

本告示の日から令和7年6月18日(水)正午(必着)まで

##### イ 受付方法

「仕様書等に対する質問書」(様式第3号)により電子メールで提出すること。なお、電話又は口頭での質問には応じない。

##### ウ 宛先

早島町企画総務部企画課

メールアドレス: [kikaku@town.hayashima.lg.jp](mailto:kikaku@town.hayashima.lg.jp)

##### エ 回答方法

令和7年6月 23 日(月)までに、提案参加者すべてに電子メールにて回答する。ただし、本提案に直接関係のないもの、質問者に固有のものその他回答することが不適切と認められる質問に対しては、回答を行わないか、回答方法を変更する場合がある。

(4) 参加を辞退する場合

参加申込書を提出した者が参加を辞退する場合は、辞退届(様式第4号)を令和7年6月 27 日(金)正午までに持参又は郵送により提出すること(閉庁日を除く)。

※郵送の場合は、配達確認ができる方法により、提出期限までに必着のこと。

※持参の場合の受付時間は閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

4 技術提案書の提出等

(1) 技術提案書の提出

技術提案参加者は、「早島町第 5 次総合計画後期基本計画、第 3 期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務技術提案書等作成要領」により作成した書類を次のとおり提出しなければならない。

ア 提出期限

令和7年6月 27 日(金)正午(必着)

イ 提出場所

上記3(1)イの場所に同じ。

ウ 提出書類

「早島町第 5 次総合計画後期基本計画、第 3 期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務技術提案書等作成要領」で指示する書類

エ 提出方法

持参又は郵便での提出

※郵便の場合、書留郵便その他これに準じる方法によるものに限るものとし、アの提出期限までに提出すること(必着)。

※持参の場合の受付時間は閉庁日を除く午前9時から午後5時までとする。

(2) 技術提案書の説明

技術提案参加者は、(1)の提出書類により説明を行うこととする。

ア 説明日

令和7年7月2日(水)から同年7月11日(金)までの日のうち別途指定する日。

日時等の詳細は、追って技術提案参加者に通知する。

イ 説明時間

概ね40分以内(説明30分以内、質疑応答10分以内を目安とする)。

ウ 説明会場

岡山県都窪郡早島町前瀬 360 番地 1

早島町役場本庁舎(予定)

会場の詳細は、追って提案参加者に通知する。

エ 説明者

説明者の人数は、令和7年6月 27 日(金)正午までに上記3(1)イへ知らせること。

オ 説明に必要な機材

スクリーン、プロジェクタ及び電源は、本町の設備を提供する。その他説明に必要な機材(PC等)は、技術提案参加者が持参すること。

## 5 契約候補者の選定及び契約の締結等

### (1) 契約候補者の選定

「早島町第5次総合計画後期基本計画、第3期早島町人口ビジョン及び早島町デジタル田園都市国家構想総合戦略策定支援業務技術提案評価基準」に基づき、早島町プロポーザル審査委員会設置規程により設置された選定委員会委員で採点し、上記4の書類の内容及び説明の内容により得点が最も高かった者を契約候補者に選定する。

### (2) 契約の締結

契約候補者と提出された技術提案書等を参考に協議を行い、協議が整った場合に契約を締結する。この協議の際、提出された技術提案書の内容を一部変更する場合がある。

## 6 不適格事項

- (1) 技術提案に参加する資格のない者又は上記3(2)イの期限までに所定の参加申込書を提出しなかった者が提案したとき。
- (2) 技術提案書が、上記4(1)アの提出期限を超えて提出されたとき。
- (3) 技術提案参加者が、上記4(2)の説明を行わなかったとき。
- (4) 技術提案内容に不足又は虚偽の内容があったとき。
- (5) 技術提案参加者が、上記2に定める提案に参加できる者の資格を喪失したとき。
- (6) その他、提案参加者に求められる義務を履行しなかったとき。

## 7 その他

- (1) 本件に関する事項について、電話又は口頭による問合せには応じない。
- (2) 提出された提案書類等の追加及び修正は認めない。ただし、説明会時における補足説明資料の配布については、この限りでない。
- (3) 提出する提案書は、提案参加者ごとに1案のみとする。
- (4) 技術提案書の作成及び提案(プレゼンテーション)に関する説明に要するすべての費用は、参加者の負担とする。
- (5) 提出書類は、契約候補者選定を行うのに必要な範囲内において複写することがある。
- (6) 提出書類は返却しない。
- (7) 審査経過については公表しない。
- (8) 本件手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。